

## 第 18 章 行政指導等の透明化の取組み

金融庁及び財務局は、行政指導等のあり方について、従前から行政手続法等に則って適正に行うよう努めてきたところであるが、国会（平成 15 年 7 月 8 日参議院財政金融委員会）において、金融庁が行う行政指導のあり方について質問を受けたことを契機として、ルールに則った透明・公正な行政を一層推進するため、行政指導等を行う際の留意点の明確化等に取り組むこととした。

検討にあたっては、外部専門家の意見も取り入れて行政指導等を行う際の留意点等を内規として整備し、これを「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に織り込むとともに、中小・地域金融機関以外の各業態に係る事務ガイドラインにも同様の規定を置く、または監督指針と同様の取扱いとする旨を明示する改正を行い、いずれも 16 年 5 月 31 日に公表したところである。